

市県民税・森林環境税 税額変更・納税通知書の見方

1 枚目（徴収方法、金額、納期限等）

【年税額】

今年度納めていただく市県民税・森林環境税を合わせた金額です。変更後の金額が記載されています。

年税額のうち、各徴収方法で納めていただく税額です。
 給与特別徴収税額：給与天引きで納めていただく税額です。
 年金特別徴収税額：年金天引きで納めていただく税額です。
 普通徴収税額：納付書または口座振替で納めていただく税額です。

納税通知書

通知書番号	
給与特別徴収義務者指定番号・個人番号	
年 税 額 (円)	
給与特別徴収税額 (円)	
年金特別徴収税額 (円)	
普通徴収税額 (円)	
この納税通知書で納める金額 (円)	

税額の変更事由は、3枚目左下の余白部分をご確認ください。

期 別	納 期 限	第1期	年	第2期	年	第3期	年	第4期	年	随時1	年	随時2	年
期別税額変更後①													

普通徴収（納付書または口座振替）で納めていただく金額を各期に割り振っていますので、納期限までに納付してください。口座振替の場合は、通知書1枚目に振替先の口座を記載しています。なお、第4期以降の随時期については、口座振替による納付はできませんのでご注意ください。

3 枚目（所得金額等の変更内訳、変更事由）

年度分の市県民税・森林環境税

区 分	変 更 前 (円)	変 更 後 (円)
所得金額等・総合課税分		
分 離 課 税 分		
総 所 得 金 額		
分 離 課 税 分		
合 計 所 得 金 額		

この部分に税額の変更事由が記載されています。

【税額・徴収方法の主な変更事由】

- ・会社を退職（休職）された場合
⇒退職（休職）により普通徴収
- ・年金特徴納税義務者が死亡された場合
⇒死亡により年金特徴を停止
- ・確定申告をされた場合
⇒所得税の確定申告により変更
- ・住民税申告をされた場合
⇒住民税の申告により変更
- ・会社等から給与支払報告書が提出された場合
⇒給与支払報告書により変更
- ・年金機構等から年金支払報告書が提出された場合
⇒年金支払報告書により変更
- ・市役所で扶養や寡婦等に関する調査を行った場合
⇒調査により変更

※変更事由によっては、個別に説明文書を同封している場合がありますので、ご確認ください。

2 枚目（各徴収区分ごとの税額の変更内訳）

年度 市県民税・森林環境税 各徴収区分ごとの税額変更内訳

各 期	変 更 前 (円)	変 更 後 (円)	増 減 額 (円)	月 別	変 更 前 (円)	変 更 後 (円)	増 減 額 (円)
普通徴収税額				年 4 月			
第1期				年 6 月			
第2期				年 8 月			
第3期				年 10 月			
第4期				年 12 月			
随 時				年 1 月			
合 計				年 2 月			
				年 3 月			
				年 4 月			
				年 5 月			
				合 計			

各徴収区分ごとに、税額の増減額等を記載しています。
 (例1) 納税義務者が会社を退職したことにより、給与特別徴収ができなくなった場合
 ⇒徴収できなくなった月以降の給与特別徴収税額が減額され、普通徴収税額が増額となります。
 (例2) 納税義務者が死亡したことにより、年金特別徴収ができなくなった場合
 ⇒徴収できなくなった月以降の年金特別徴収税額が減額され、普通徴収税額が増額となります。

4 枚目（税額の変更内訳）

年度分の市県民税・森林環境税 課税の基礎 その2

区 分	変 更 前 (円)		変 更 後 (円)	
	市 民 税 分	県 民 税 分	市 民 税 分	県 民 税 分
算 出 税 額				
税 額 控 除 等				
所 得 割 額				
均 等 割 額				
森 林 環 境 税				
年 税 額				
給 与 特 別 徴 収 税 額				
年 金 特 別 徴 収 税 額				
差 引 普 通 徴 収 税 額				
控 除 不 足 額				

【算出税額】
 総合課税、分離課税の課税標準（3枚目に記載）に、それぞれの税率を乗じて求めた所得割の金額です。
 【税額控除等】
 算出した所得割の金額から控除する金額です。ふるさと納税を含む寄附金税額控除額や住宅借入金等特別税額控除額等の税額控除がある場合は、この欄に市民税・県民税それぞれの控除額が記載されます。税額控除の詳細内容は、通知書の裏面を参照してください。
 ※令和6年度は、市県民税の定額減税額も記載しています。（所得割がかからない方は定額減税の対象外のため、定額減税額は記載されません。）